

(様式1)

審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	漁港課	検索番号	1-2
法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	根拠条項	39-1		
許認可等	漁港区域内における行為の許可				
(根拠規定)					
<p>漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占有（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。</p>					
(許認可等の基準)					
<p>平成15年4月1日伺定め「漁港施設の処分等の許可に係る審査基準について」（平成15年4月1日変更）</p> <p>○「漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について」（平成13年3月30日付け12水港第4829号・水産庁長官通知・技術的助言）の（別添）「従前の漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準」の3のとおりとする。</p> <p>3</p> <p>3. 法第39条第1項の規定に基づく漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可等の基準</p> <p>(1) 許可の期間 許可の期間は、原則として10年以内とし、当該行為の目的、場所、面積、数量、方法等を考慮して適正なものとする。</p> <p>(2) 行為の場所等</p> <p>① 行為の場所は、当該行為により漁港の区域内における公益の目的のためにする工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占有の計画、漁港漁場整備長期計画の内容、その他漁港施設若しくは海岸保全施設等の整備事業計画、公有水面埋立計画（以下「漁港漁場整備計画等」という。）に著しい影響を及ぼすおそれのない区域であること。</p> <p>② 行為の場所は、当該行為により漁港施設の維持管理、利用若しくは漁港整備計画等に基づく漁港漁場整備事業その他漁港の整備に関する事業の実施に著しく障害を及ぼすおそれのない区域であること。</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、当該行為により漁港の維持管理又は海岸の管理に著しく支障を及ぼすおそれのない区域であること。</p> <p>④ 当該行為が汚水の放流又は汚物の放棄の場合には、その場所、汚水の水質及び濃度ごとの数量若しくは汚物の種類ごとの数量等からみて、次の各号に該当するものであること。</p> <p>ア 当該漁港の機能に障害を及ぼさないこと。</p> <p>イ 生活環境に著しい悪影響を及ぼさないこと。</p> <p>ウ 人の健康に悪影響を及ぼさないこと。</p> <p>なお、上記イ及びウの許可基準については、公害担当部課と協議をし、当該漁港の水域と類似の指定水域に係る水質基準を参酌するとともに、当該漁港及び関連水域の自然的社会的条件を勘案して定めることとし、汚水の放流について、他の法令等</p>					

の規定に基づき、許可等の処分を受け又は届出をしている場合には、当該許可又は届出の内容を勘案して法第39条第1項の許可を行うものとする。

(3) 面積、数量

当該行為の面積、数量は、その漁港の水域又は公共空地の維持管理、利用、漁港施設等の整備、発展の状況との関連において行為の種類、目的、期間、方法等を総合勘案して適正なものであること。土砂の採取については、特に当該漁港の自然的条件、採取の場所の土砂の賦存量、生産の状況、申請者の設備能力、技術能力、公害防止施設の状況等を総合審査することとし、災害防止等の見地からみて過大な量とならないようなものであること。

(4) 行為の方法等

① 当該行為が占用である場合

ア 永久又は半永久工作物（公共施設であるものを除く。）の建設又は改良を目的とするものでないこと。

イ 目的、場所、規模（延長、幅員、面積、その他の規模、数量）、構造（様式、型式、主要用材、その他の構造）、工作物の能力からみて適正なものであること。

② 当該行為が土砂採取の場合

ア 土砂採取の方法（機械掘りの場合は使用機械の種類、型式、能力等手掘りの場合は従事する人員等）、採取した土砂の堆積保管、洗浄又は運搬の方法等が、土砂の採取の場所、採取数量等からみて適正なものであること。

イ 土砂採取のための掘削の深さが、場所、周囲の施設の状況等からみて適正なものであること

ウ 土砂採取を行う時間が、漁港の利用等に著しい障害を及ぼすおそれのない時間であること

(5) 法第39条第4項の協議について 国の機関又は地方公共団体は、法第39条第4項の規定により同条第1項の行為につきあらかじめ漁港管理者に協議して協議が整えば足りることとなるが、行為の内容と特殊事情によって、法第39条第1項の許可を受ける必要が生じた場合は、許可を受けることを妨げないものとする。

(6) 漁港の区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域（以下「港湾区域等」という。）又は河川区域とが重複する区域における取扱いについて

① 漁港の区域と港湾法（昭和25年法律第218号）第3条ただし書の港湾の港湾区域等又は河川法（昭和39年法律第167号）第6条の河川区域とがそれぞれ重複する区域については、それぞれ港湾法第37条第1項の許可又は河川法第23条、第24条、第25条、第26条若しくは第27条の許可と法第39条第1項の規定による許可を要することとなるので、法第39条第1項の規定による許可を行うに当たっては、当該港湾管理者の長又は河川管理者と十分調整をとつたうえで行うものとする。

② また、土砂採取料又は占用料については、従来の港湾法第37条の規定又は従来の河川法第32条の規定の施行の経過にかんがみ、港湾管理者の長又は河川管理者のみが港湾法第37条第4項の規定又は河川法第32条第1項の規定により徴収することとし、二重に法第39条の5第1項の規定によりこれを徴収することはしない扱いとしてきており、今後も、国民の負担の軽減の観点から従来の取扱いを踏襲することが望ましいが、関係する港湾管理者又は河川管理者と協議して取扱いを変更することは差し支えないこととする。

(変更)

(7) 漁港の区域と海岸法第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域との重複する区域とが重複する区域における取扱いについて

- ① 法第39条第1項の行為の許可と海岸法第7条第1項の許可は、漁港及び漁場の整備等に関する法律と海岸法の許可の観点は異なることから、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び海岸法の双方の許可が必要となること。
- ② また、公共空地における占用料については、従来、海岸管理者が海岸法第11条の規定により徴収することとし、二重に法第39条の5第1項の規定によりこれを徴収することはしない扱いとしてきており、今後も国民の負担の軽減の観点から、従来の取扱いを踏襲することが望ましいが、取扱いを変更することは差し支えないこととすること。

(その他)